

# 人を対象とする研究に関する倫理審査規程

## （目的）

第1条 清泉女子大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保し、健全な研究活動が展開されることを目的として、人を対象とする研究倫理に関し、本学の研究者等が遵守すべき基本的な方針を示すために本規程（以下「規程」という。）を定める。

## （本学の責務）

第2条 本学は研究活動を支援するために、必要な教育研究環境を整備する。この一環として、研究倫理に関わる学内の体制を整備し、本学の「人を対象とする研究に関するガイドライン」に基づき、規程と「人を対象とする研究に関する倫理審査規程施行細則（清泉女子大学）」（以下「細則」という。）を定め、「人を対象とする研究倫理審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## （適用対象）

第3条 規程の対象となる「研究者等」及び審査を申請する「研究責任者」については、細則第2条に定める。

## （委員会の責務）

第4条 委員会は、規程の趣旨に基づき、本学における人を対象とする研究が適切な倫理規範に基づいて行われ、研究協力者等の人権等を損なうことがないように、規程及び細則の定めるところに従い審査を行う。

- ② 委員会の審査手順については細則に定める。
- ③ 委員会は、研究倫理の意義の周知徹底のために研修を実施する等、啓発活動に努める。

## （研究者等の責務）

第5条 研究者等は、高い研究倫理観に基づき、研究倫理を保障するために設けられた一連の手続きに従い、細則に定める研究計画書等の記載事項を遵守しながら、研究を遂行する。

- ② 研究に係る情報等は、原則として、文書、数値データ、画像等の研究資料は研究成果公表後10年間、試料や標本などの有体物は5年間保管する。

## （委員会の構成）

第6条 委員会は、男女両性からなる6名以上の委員をもって構成する。委員は学長が指名する。

- ② 委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から学長が指名する。
- ③ 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ④ 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を行えないときはその職務を代行する。副委員長は委員長が指名する。
- ⑤ 委員に欠員が生じたときは、学長の指名により委員を補充する。ただし、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- ⑥ 委員には次の各号に掲げる者を含めなければならない。
- 1 人文科学分野を専門とする専任教員若干名
  - 2 社会科学分野を専門とする専任教員若干名
  - 3 専門分野に関わらず、第7条第1項に定める審査の対象となる研究に携わったことがある専任教員若干名

(審査の対象となる研究と審査の手続き)

第7条 審査の対象となる研究は、個人情報並びに個人の思考、行動及び心身等に関する情報又はデータ等（以下、「個人の情報・データ等」という。）を収集し、実験、調査、観察等が行われ、その成果を広く外部に公開する予定のものを指す。

- ② 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。
- ③ 委員長は審査結果を学長に報告する。
- ④ 学長は文書をもって申請者に対し審査結果を通知する。
- ⑤ 審査の迅速化を図るため、表決は書面又は電磁的記録によることができる。
- ⑥ 審査結果、審査記録及び審査資料の保存期間は、当該研究の終了について学長に報告される日までの期間とする。

(研究対象者への配慮とインフォームド・コンセント)

第8条 研究者等は、実験、観察、調査などを行う対象となる個人、団体などに対して、事前に研究の趣旨について説明し同意を得なければならない。

- ② 研究のプロセスと成果の公表に際しては、法令並びに規程、細則、本学の「個人情報保護規程」及び「特定個人情報取扱規程」を遵守し、研究対象者の個人情報、プライバシー及び尊厳性の保持等に十分配慮する。

(利益相反の報告義務)

第9条 研究者等は研究活動に関する利益相反について事前に報告し、本学の承認を受けなければならない。

#### 附 則 1

この規程は、令和6年9月11日より施行する。